

令和4年度 一般会計歳出 第6款 3項 2目
子ども家庭福祉費 12節 (01) 委託料

受付 番号	種目番号 —	連絡先	こどもの権利擁護課 担当者名 三浦 電 話 671-4288
----------	-----------	-----	-----------------------------------

設 計 書

- 1 委 託 名 体罰等によらない子育てと子どもの権利に関する啓発動画作成業務委託
- 2 履 行 場 所 横浜市子ども青少年局こどもの権利擁護課
- 3 履 行 期 間 期間 契約締結日 から 令和4年9月30日 まで
又 は 期 限 期限
- 4 契 約 区 分 確定契約 概算契約
- 5 その他特約事項
- 6 現 場 説 明 不要
要 (月 日 時 分 場所)
- 7 委 託 概 要 別添仕様書のとおり

横 浜 市 こ ど も 青 少 年 局

委託代金額（概算金額）

内訳 業 務 価 格

消費税及び地方消費税額

委 託 内 訳 書

名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
動画作成	一式	1			第1号内訳明細書
合計					
業務価格					
消費税及び地方消費税相当額					10%
委託代金額					

横 浜 市 こ ど も 青 少 年 局

内 訳 明 細 書

第 1 号					
名 称	単 位	数 量 (概算数量)	単 価	金 額 (概算金額)	摘 要
動画作成	一式	1			
合 計					

内訳明細書
第 1 号

第 2 号					
名 称	単 位	数 量 (概算数量)	単 価	金 額	摘 要
合 計					

内訳明細書
第 2 号

横 浜 市 こ ど も 青 少 年 局

体罰等によらない子育てと子どもの権利に関する啓発動画作成業務委託仕様書

1 委託業務名

体罰等によらない子育てと子どもの権利に関する啓発動画作成業務委託

2 業務目的

「横浜市子供を虐待から守る条例」第4条（市の責務）第7項に基づき、子育てに悩む養育者や子ども本人からの相談を促す動画を作成します。

（第7項条文：市は、子供に対し、自身が一人の人間として尊重され、虐待から守られるべき存在であることを認識するための啓発活動並びに虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為に関する相談先等の情報の提供を行うものとする。）

3 業務の内容

制作に関する業務内容は以下のとおりだが、映像制作における重要事項は横浜市と協議のうえ、決定すること。

(1) 企画・制作等

子ども本人向け、養育者向け、一般市民向けの、15秒程度、2分程度のアニメーション動画をそれぞれ作成すること。

ア 動画の色調は、温かみのある色合いとし、カラーユニバーサルデザインに留意すること。

イ 必要に応じてBGM、ナレーション、効果音、テロップ等を付与すること。

ウ 画角は16:9、画質はフルハイビジョンとすること。

エ 縦型・横型の2種類の画面を想定した動画を作成すること。

オ 声優や資料を手配する場合には、費用は委託料の範囲内で受託者が負担すること。

カ 声優、BGM等用の音楽素材が必要な場合には、著作権等に係る調整を行い、動画上映・配布の同意を得ること。

キ BGM等用の音楽素材の使用に関しては、オリジナル又はフリー音源を使用し、著作権の問題が発生しないようにすること。著作権等の許諾が必用な場合は、受託者が手続きを行うこと。

ク 動画の最初と最後に横浜市子ども虐待防止キャラクター「キャッピー」を使用すること。また、最後のワンカットに、「OPEN YOKOHAMA」のロゴマークを使用すること。

ケ その他、上記に付随する一切の業務を行うこと。

(2) 納品

ア 納期

令和4年9月30日（金）

イ 納品場所

横浜市こども青少年局こどもの権利擁護課

ウ 納品形式

PEG-4データ形式、DVDビデオ形式、USB形式（各1部）

4 想定される成果物の使用範囲

- (1) 電車内のデジタルサイネージでの上映
- (2) 横浜市公式ツイッターやSNS広告での周知
- (3) 横浜市のホームページ、各区役所のホームページ上での公開
- (4) QRコードを活用（市民向け出版物や資料等へ添付）し、横浜市ホームページへのリンクを貼付
- (5) 各区役所及び市役所窓口における上映

5 動画作成の前提要素

- (1) ターゲットイメージ
 - ア 虐待や体罰等を受けている子ども（自ら相談できる小学校中学年から高校生までを想定）
 - イ 子どもの養育者（父、母、継母、継父、パートナー、祖父母等）
 - ウ 横浜市民
- (2) 到達目標
 - ア 虐待や体罰等を受けている子どもがそれに気づき、子ども自身が権利の主体であることを知り、相談先を知ることができる。
 - イ 養育者が、よくある困りごとに共感し、体罰等によらない子育てのコツがあることを知り、相談先を知ることができる。
 - ウ 横浜市民が、体罰やこどもの品位を傷つける行為は脳への悪影響があり、子どもの人権侵害であること、また、子どもの権利を守るために体罰によらない子育てを社会全体で支える必要があることを知ることができる。

6 業務の進行管理

受託者は、本事業が効率的かつ適正に実施されるように、すべての工程における運営管理（各作業時の進捗状況の把握、横浜市への状況報告等）を徹底すること。

また、本事業に携わるスタッフの作業分担と作業量を適切に把握・管理し、計画の遅れが生じるなど、課題・問題が発生した場合は速やかに原因を調査し、体制の見直しを含む対応策を提示し、横浜市の承認を得た上で、これを実施すること。

7 留意事項

- (1) 成果物の著作権、著作権（著作権法第27条・28条に規定する権利を含む）、利用権は、横浜市に帰属するものとする。また、横浜市と横浜市が指定する第3者に著作人格権は行使しない。成果物の一部に第3者が権利を有する著作物を使用した場合は、所有者、著作権、利用検討に関して必要な手続きを行い、使用料等の負担及び責任は受託者において負うものとする。
- (2) 成果物に対し、第3者からの権利の主張、損害賠償請求が生じたときは、横浜市の責に帰すべき事由による場合を除き、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、横浜市に損害が生じた場合はその損害を賠償しなければならない。
- (3) 横浜市は、本事業で納品された成果物を期間の限りなく無償で、インターネット、DVD、放送番組等のあらゆる媒体、手段・方法により公表（公開、配布、放送等）することができることとする。

- (4) この仕様書について、疑義が生じたとき又は定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、受託者は横浜市と協議を行うこと。
- (5) 電子媒体によるデータ納品については、ウイルス対策ソフトにより検査した上で納品すること。納品物が納品時点でウイルス感染していることにより、横浜市又は第3者が損害を受けた場合は、全て受託者の責任と負担により、原状回復及びその他賠償等について対応すること。

背景

<法律と条例の改正>

○令和元年6月に「児童虐待の防止等に関する法律」が改正され、親権者による体罰の禁止が明文化（2020年4月施行）。

○平成26年に議員提案により制定された「横浜市子供を虐待から守る条例」が、法改正を踏まえ令和3年10月に改正。

（市の責務）第4条 第7項 市は、子供に対し、自身が一人の人間として尊重され、虐待から守られるべき存在であることを認識するための啓発活動並びに虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為に関する相談先等の情報の提供を行うものとする。

（市民の責務）第5条 市民は、第3条の基本理念を理解し、虐待及び体罰その他の子供の品位を傷つける行為を防止するよう努めなければならない。

（保護者の責務）第6条 保護者は、子育てに関する知識の習得に努め、虐待を決して行ってはならず、体罰その他の子供の品位を傷つける行為をしてはならない。

体罰等によらない子育ての啓発・支援のポイント

『子どもの虐待とネグレクト』vol. 22. April. 2020 より

①体罰等の子どもへの弊害の周知

○脳への影響、体罰等が繰り返されることによる心身への様々な悪影響、「落ち着いて話を聞けない」「感情をうまく表せない」等行動問題のリスク

○啓発に不可欠な内容：子どもへの体罰が人権を侵害するもので、どんなに軽いものでも許されないこと、体罰以外の暴言等の子どもを傷つける行為も許されないこと、体罰等は親権者だけでなく全ての人について許されないこと

②肯定的な子育て方法の情報共有

③子どもの権利の啓発・エンパワメント

○意見を聞かれる権利を保障することが家庭におけるあらゆる形態の暴力を予防する

○乳幼児期の子どもの権利の理解も必要。

○権利保有者の子どもは体罰等の暴力から守られる権利だけでなく、最善の利益が主として考慮され、意見を聴かれる権利、生命・生存・発達の権利、差別の禁止等を包括的に学ぶことができ、その行使をエンパワーされなければならない。

○体罰禁止の主たる趣旨は啓発・支援の強化。ポピュレーションアプローチとして大規模で継続的効果的な啓発キャンペーンと、予防的な支援の強化が求められ、ハイリスクアプローチの諸施策と組み合わせることで大きな効果が期待できる。スウェーデンでは大規模な啓発キャンペーンにより国民の意識や行動を大きく変えるとともに、早期の支援的教育的介入を実現することにより親子が分離される家庭外ケアや虐待死など重篤ケースを大きく減少させた。

その1 子ども向け動画

目的

- (1) 虐待や体罰等を受けている子どもがそれに気づく
- (2) 子ども自身が権利の主体であることを知る
- (3) 相談先を知る

ターゲット

(1) 虐待や体罰等を受けている子ども（自ら相談できる小学校中学年から高校生までを想定）

広報媒体

- (1) 電子媒体

トーン

- ・若者に人気のミュージシャン（ado、yoasobi、yama など）のミュージックビデオのアニメーションに寄せて、若者受けするポップで洗練されたデザインにしたい
- ・見た人が恐怖感、嫌悪感を抱かず、「相談しよう！」と前向きに思える雰囲気 にしたい

コンテンツ ※太字は音声

—こんなことされてない？（キャッピー活用。キャッピーは喋らず心配そうに寄り添う感じ）

・ジュースの入ったコップを運ぼうとして躓き床にこぼした小学校低学年男児に「**何やってるんだ！**」と父親が怒り、げんこつでなぐる（身体）

・両親が怖い顔で言い合っている。少し離れた場所でうずくまって泣きそうな顔をしている小学校低学年男子の兄と幼稚園児の妹。兄の心の声「**パパとママ、またけんかしてる。怖いよ。早く終わってほしい。**」（面前 DV。心理）

・夜に乳児を抱っこして世話をしている小学校高学年女子。心の声「**（時計を見て）まだ帰ってこない。ママ、いつ帰ってくるの？**」（ネグレクト）

・父親にプライベートゾーンをじろじろみたり触られたりする小学校中学年女子。（性的）

・泣きながら勉強する小学校高学年女子に「**なんでこんな問題もできないの！お兄ちゃんはできたのに！ダメな子だね！**」という母。（心的、体罰等） 01:00

—それって、虐待、体罰、きみの権利を傷つける行為だよ。法律でも禁止されていて、許されないことなんだ。 01:10

—子どもには権利があるよ。きみたちには、暴力などを受けない権利がある。いつだって自分の気持ちや考えを言っているんだ。生きる権利（温かい場所で食べている絵、病院でけがの治療をしてもらっている絵）、育つ権利（いきいきと勉強してる絵、のびのび遊んでる絵）、守られる権利（暴力等から守られてる絵）、参加する権利（自由に胸を張って意見を言っている絵）（4つの権利を一画面で示す。） 01:30

—君の見方は必ずいるよ。君は一人じゃない。 01:40

—一人で抱えないで、相談して！ 01:50

—ホットライン、ライン相談案内⇒かながわ子ども家庭110番相談 LINE 月
～土9時～21時 LINE アプリのホーム画面の検索で ID「@kana_kodomo110」
で検索か、2次元コードから！

⇒よこはま子ども虐待ホットライン0120-805-240（はまっこ24時
間）24時間365日

⇒お住まいの区役所でも相談を受けています。18区電話番号一覧載せる。

子どもの権利を守ろう！！横浜市 02:00

その2 養育者向け動画

目的

- (1) 養育者がよくある困りごとに共感し、対応のコツがあることを知る
- (2) 子育ては一人ではなく社会みんなで行う者であることを知る
- (3) 相談先を知る

ターゲット

- (1) 養育者（父、母、継母、継父、パートナー、祖父母等）

広報媒体

- (1) 電子媒体

トーン

- ・温かみのある、包み込むようなタッチのデザインにしたい
- ・虐待や体罰等をしてしまっている親が、自分を責めず、相談しようと思ってもらえるようにしたい

コンテンツ ※太字は音声

・「子育てに悩むあなたへ」（最初の画面でエピソードに出てくる子どもたちが登場。乳幼児、幼稚園児、小学生、中学生。全児童の年齢が対象であることが分かるように。キャッピーも登場。）

①ギャン泣きの赤ちゃんを抱っこしている母「もう1時間。いったいいつ泣き止むの！？もうヤダ！」叫ぶ母。今にも揺さぶりそうな様子。（SBS、身体）

②保育園パパ。仕事に遅刻しそう。「もうおしまい！」「遅れちゃうよ！！」3歳男児はミニカー遊びを止めたくない。泣きながら寝転んでジタバタ。「いいかげんにしなさい！」と言い頭を叩く。（保育園あるある、心理、身体）

③夜中まで夢中で動画視聴している小学校高学年女子。「何時間見てるの？もう寝なさい！」と母。「うるさいな！」と娘。「いいかげんにして！！」かっとなり娘のスマホを床に叩きつける母。（スマホ動画あるある、心理、身体）

④父のスマホにゲーム課金3万円の請求がメールで届く。「ゲームで課金したのか？」「してないよ！」と嘘をつく中学生男子に「嘘をつくな！」と肩パンチする父。（ぐ犯罪、非行あるある、身体） 00:50

—①の母「どうしたらいいの!？」②の父「怒鳴ったり叩いたりしてしまう。」

③④の母と父「このままエスカレートしそうで怖い。」 01:05

—子育てでイライラしたり、辛いとき、ありますよね。まずは落ち着きましょう。6秒数える、深呼吸する、水を飲む、音楽を聴く、危険なものがないかを確認して違うお部屋に避難するなど、自分に合った方法を試してみましょう。

01:25

—子育てにはコツがあります。

- ・リビングを出て、廊下で深呼吸している母の絵
- ・時計の3を指さして子どもに語り掛けている母の絵
- ・保育園途中の家にいる犬を思い出させている父と泣き止んでいる児の絵
- ・22時になった時計を指さす父が「10時だからスマホは終わりね」と声をかけ（吹き出し）、リビングの棚にスマホを置く娘の絵
- ・ゲームのルールを落ち着いて相談している父と息子の絵 01:35

—子育ての大変さは一人で抱えず相談してください！あなたは一人ではありません。あなたの悩みに寄り添い、一緒に考えます。子育てに悩んだら、一人で抱えず相談を！ 01:50

⇒かながわ子ども家庭110番相談 LINE 月～土9時～21時 LINE アプリのホーム画面の検索でID「@kana_kodomo110」で検索か、2次元コードから！

⇒よこはま子ども虐待ホットライン0120-805-240（はまっこ24時間）24時間365日

またはお住いの区役所こども家庭支援課へ！

体罰のない子育てを広めよう！みんなで育児を支えよう！！横浜市 02:00

その3 全市民向け体罰等によらない子育て推進動画

目的

- (1) 虐待や体罰は法律や条例で禁止されていることを知る
- (2) 子育ては一人ではなく社会みんなで行うものであり、体罰によらない子育てを支えていく必要があることを知る
- (3) 相談先を知る

ターゲット

- (1) 横浜市全市民

広報媒体

- (1) 電子媒体

トーン

- ・温かみのある、希望溢れるタッチのデザインにしたい
- ・子育て世代以外にも目に留まる、世代を問わないトーンで

コンテンツ ※太字は音声

・クイズです！次のどれが体罰にあたるでしょう？

- ①「どうして何度言っても同じことをするの!？」と3歳女児のほほを叩く母
- ②「ダメな子だ!」と4歳男児のお尻を叩く父
- ③障子をチャンバラ遊びで破った6歳男児に「1時間正座しなさい!」と怒鳴る母
- ④小学校高学年女児に「約束したのに宿題しなかったな。夕食抜きだ!」と怒る父

—正解は、全て体罰です！0:30

—体罰は法律でも禁止されており、

(キャプション:「児童虐待の防止等に関する法律」改正により「親権者による体罰の禁止」が明文化されました(令和元年6月))

—横浜市の条例でも、「体罰等のない子育てを横浜市全体で支えること」、「子ども自身が様々な権利を持つ一人の人間として尊重されること」と定めています。0:45

(キャプション:「横浜市子供を虐待から守る条例」(平成26年11月施行/令和3年10月改正)子育てで虐待をしないこと、体罰など子どもの品位を傷つける行為をしないこと、体罰等のない子育てを横浜市全体で支えること

・子ども自身が様々な権利を持つ一人の人間として尊重されること)

—体罰では、子どもをしつけることはできません。体罰によって子どもの行動が変わったとしても、それは叩かれた恐怖心等によるもので、子ども自身が考えて行動した姿ではありません。1:00

—子どもへの体罰は、成長の助けにならないばかりか、心身の成長発達に悪影響を及ぼす可能性があります。1:20

脳の前頭前野は厳しい体罰で委縮し、脳の後ろにある視覚野も、父親が母親に暴力を振るうなど、いわゆるDVを目撃することで委縮することが分かっています。(友田明美氏のNHK出版の脳の写真を使用)1:35

—子どもたちが健やかに成長・発達するためには、体罰等に対する意識を一人ひとりが変えていかななくてはなりません。「叩かないで育てる!」と宣言する母親を応援する周りの人たち)1:45

子育て中の保護者が孤立せず、子どもたちが育ちやすい社会になるために、みんなが子育てを支えていきましょう。

(電車で1歳女児がかんしゃくをおこし、泣きそうな母親に声をかける高齢女性とサラリーマン50代男性、商業施設でひっくり返って泣いている4歳男児のわきで途方に暮れている父親に声をかける40代女性と70代男性)

—体罰によらない子育てを広げよう！横浜市 (キャッピー入れる)2:00

※参考 厚労省「体罰によらない子育てを広げよう」